

令和3年4月1日以降の改正について

1. 高年齢者の雇用確保措置の改正

(改正前) ① 65歳までの定年の引上げ ② 65歳までの継続雇用制度の導入 ③ 定年廃止の措置が必要



(改正後) 令和3年4月1日の施行日以後は、次の、何れかの措置が必要になります。

- ① 70歳までの定年の引上げ
- ② 70歳までの継続雇用制度導入
- ③ 定年廃止
- ④ 高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に
 - (a) 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - (b) 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業に従事出来る制度導入

2. 同一労働同一賃金が、中小企業のパートタイム労働者、有期雇用労働者も適用されます。

(1) 「厚生労働省 同一労働同一賃金ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

(2) 詳細については、「厚生労働省 同一労働同一賃金ガイドライン」(p.1～p.31)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000469932.pdf>

3. 賃金を請求できる期間の延長 (No.147号を参照)

「令和2年4月1日（中小企業は、令和3年4月1日）以降に支払期日が到来する、全ての労働者が賃金を請求出来る期間が5年間に延長（当分の間は3年間）。退職金は、従来から5年間。

4. 時間外労働・休日労働に関する協定届が、新様式になりました。新・様式第9号（第16条第1項関係）及び記載例は、下記を参照下さい。

新・様式は、<https://www.mhlw.go.jp/content/000350344.doc>

5. 「労働者の過半数を代表する者の選出要件の再確認を！」(No.149号を参照)

記載例は、<https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf>

《詳細については、最寄りの監督署でご確認ください》

法人・施設経営の様々な問題にお答えします

法人運営のアドバイス① ～選任手続について～

Q 評議員・役員を選任手続において、どのような書類を揃える必要がありますか。

A まず、法人と評議員・役員との関係は委任契約であることから、就任予定者からの就任承諾書の提出を受けることが必要です。就任承諾書への就任予定者の押印は、実印・認め印どちらでも問題ありません。次に、「社会福祉事業について識見を有する者」などの評議員・理事の要件を履歴書等により確認することが必要です。

また、成年後見人等の欠格条項に該当しないこと、親族等特殊関係の制限に該当しないこと、暴力団員等反社会的勢力の者でないことを、履歴書の他、誓約書（申立書）又は登記されていないことの証明書・身分証明書などにより確認します。なお、委嘱手続（委嘱状の作成・保管）は不要です（任意に行うことは可能です。）。

施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

Q 社会福祉法人の事業展開、組織再編(4)

社会福祉法人の事業展開や、組織再編に関して、会計基準の改正は令和3年度から適用というのですが、その他に「留意すべき、あるいは参考にすべき資料等」があれば教えて下さい。

A 令和2年9月11日に社会福祉法人の事業展開、組織再編に関する会計基準の改正等がなされましたが、それに関連して下記のガイドライン等が公表されています。

令和3年度決算以降、組織再編、事業展開に該当する事象が発生した場合は、会計基準の改正等以外にも次の資料等を参考にする必要があります。

(1) 社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン

社会福祉法人の事業展開については、別途「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」が公表されました。

「社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの策定について(周知依頼)」(令和2年9月11日社援基発0911第2号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤 課長通知)においては、このガイドラインについて社会福祉法人の合併や事業譲渡等の手続きや留意点等を整理する観点から、策定されたものとされています。

なお、このガイドラインでは、事業展開の手法として次のものが示されています。

- ・法人間連携
- ・合併
- ・事業譲渡、事業譲受け

(2) 合併・事業譲渡等マニュアル

令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)において、「合併・事業譲渡等マニュアル」が策定されています。

これについては、「社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」について(周知依頼)」(令和2年9月11日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 事務連絡)において、周知依頼がなされていますが、内容的には、社会福祉法人における合併・事業譲渡等の手引き的内容のものです。

Q 無期転換ルールについて

無期転換ルールとは、どのようなもので、注意点がありますか？

A 同一の使用者との間で締結された2つ以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く)の契約期間を通算した期間(通算契約期間)が5年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の申し込みをしたときは、使用者は当該申込を承諾したものとみなす。

この場合において、当該申込に係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件で(当該労働条件(契約期間を除く。))について別段の定めがある部分を除く。)とする。(労働契約法第18条第1項)要件は、

- (1) 同一の使用者との間の締結
- (2) 2つ以上の有期労働契約
- (3) 通算期間が5年を超える

使用者の都合で反復更新を繰り返し、急に雇止めする等の濫用を「抑制し、有期契約労働者を保護するため、無期転換ルールは、有期労働契約の期間が、通算5年(通算契約期間を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申し込みにより無期労働契約に転換することが出来ます。)

社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。富山県社会福祉協議会ホームページにある指定の相談票にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。(相談内容は秘密を厳守しており、相談は無料です。)